

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 6 年 8 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 9 月 2 7 日

岐阜県監査委員	若	井	敦	子
岐阜県監査委員	恩	田	佳	幸
岐阜県監査委員	鈴	木	祥	一
岐阜県監査委員	安	田	典	子
岐阜県監査委員	飯	沼	敦	朗

財務監査及び行政監査の結果

令和6年9月27日

1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和5年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	213 機関のうち、68 機関	
教育委員会	98 機関のうち、3 機関	
公安委員会	60 機関のうち、36 機関	
その他（上記以外）	13 機関のうち、5 機関	計 384 機関のうち、112 機関（表1参照）

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、是正又は改善が必要である事項として、表1のとおり14機関において2件の指摘事項及び12件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査 実施日（方法）
					指摘	指導	検討	
1	知事直轄	広報課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
2	総務部	人事課	8月2日	実地	—	—	—	7月5日（実地）
3		行政管理課	8月23日	実地	—	—	—	7月25日（実地）
4		税務課	8月23日	実地	—	—	—	7月29日（実地）
5		総務事務センター	8月29日	実地	—	—	—	8月2日（実地）
6	清流の国推進部	地域振興課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
7		市町村課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
8		地域スポーツ課	8月2日	実地	—	—	—	7月8日（実地）
9		競技スポーツ課	8月2日	実地	—	—	—	7月9日（実地）
10		ねんりんピック推進事務局	8月9日	実地	—	—	—	7月1日（実地）
11		情報システム課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）

12	危機管理部	危機管理政策課	8月26日	実地	—	—	—	7月24日（実地）
13		防災課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
14		消防課	8月26日	実地	1	—	—	7月22日（実地）
15	環境生活部	脱炭素社会推進課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
16		廃棄物対策課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
17		環境管理課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
18		県民生活課	8月21日	実地	—	—	—	7月24日（実地）
19		私学振興・青少年課	8月6日	実地	—	—	—	7月11日（実地）
20		文化創造課	8月8日	実地	—	—	—	7月12日（実地）
21		文化伝承課	8月8日	実地	—	—	—	7月18日（実地）
22		文化祭総務企画課	8月9日	実地	—	—	—	7月3日（実地）
23	健康福祉部	医療整備課	8月8日	実地	—	—	—	7月16日（実地）
24		国民健康保険課	8月8日	実地	—	—	—	7月22日（実地）
25		医療福祉連携推進課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
26		保健医療課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
27		感染症対策推進課	8月22日	書面	—	—	—	7月30日（実地）
28		生活衛生課	8月5日	実地	—	2	—	7月10日（実地）
29		薬務水道課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
30		地域福祉課	8月6日	実地	—	—	—	7月11日（実地）
31		高齢福祉課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
32		障害福祉課	8月9日	実地	—	—	—	7月19日（実地）
33		男女共同参画・女性の活躍推進課	8月23日	実地	—	—	—	7月24日（実地）
34		子育て支援課	8月23日	実地	—	—	—	7月29日（実地）
35		子ども家庭課	8月22日	書面	—	—	—	7月8日（実地）
36	商工労働部	商業・金融課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
37		労働雇用課	8月22日	書面	1	—	—	7月3日（書面）
38		産業デジタル推進課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
39		産業イノベーション推進課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
40		航空宇宙産業課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
41		地域産業課	8月21日	実地	—	—	—	7月26日（実地）
42		県産品流通支援課	8月21日	実地	—	1	—	7月25日（実地）
43	観光国際部	観光国際政策課	8月26日	実地	—	—	—	7月29日（実地）
44		観光資源活用課	8月26日	実地	—	—	—	7月26日（実地）
45		国際交流課	8月26日	実地	—	—	—	7月11日（実地）
46	農政部	農産物流通課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
47		農業経営課	8月5日	実地	—	1	—	7月9日（実地）
48		農産園芸課	8月22日	書面	—	1	—	7月3日（書面）
49		畜産振興課	8月22日	書面	—	1	—	7月3日（書面）
50		農村振興課	8月7日	実地	—	—	—	7月18日（実地）
51		里川・水産振興課	8月2日	実地	—	—	—	7月9日（実地）
52		農地整備課	8月6日	実地	—	—	—	7月11日（実地）
53	林政部	森林活用推進課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
54		県産材流通課	8月22日	書面	—	1	—	7月3日（書面）
55		森林経営課	8月7日	実地	—		—	7月12日（実地）
56		森林保全課	8月7日	実地	—	—	—	7月17日（実地）

57	県土整備部	建設政策課	8月26日	実地	—	—	—	7月23日（実地）
58		用地課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
59		技術検査課	8月7日	実地	—	1	—	7月16日（実地）
60		道路維持課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
61		河川課	8月8日	実地	—	—	—	7月19日（実地）
62		犀川管理事務所	8月8日	実地	—	—	—	7月19日（実地）
63	都市建築部	建築指導課	8月5日	実地	—	—	—	7月12日（実地）
64		公共建築課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
65		住宅課	8月2日	実地	—	—	—	7月9日（実地）
66		水資源課	8月22日	書面	—	1	—	7月3日（書面）
67		公共交通課	8月9日	実地	—	—	—	7月19日（実地）
68		リニア推進課	8月9日	実地	—	—	—	7月22日（実地）
69	教育委員会	義務教育課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
70		高校教育課	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
71		教育財務課	8月23日	実地	—	1	—	7月24日（実地）
72	公安委員会	総務課	8月29日	実地	—	—	—	7月3日（書面）
73		広報県民課	8月29日	実地	—	—	—	7月3日（書面）
74		会計課	8月29日	実地	—	—	—	8月5日（実地）
75		情報管理課	8月29日	実地	—	—	—	7月3日（書面）
76		警務課	8月29日	実地	—	—	—	7月3日（書面）
77		教養課	8月29日	実地	—	—	—	8月5日（実地）
78		厚生課	8月29日	実地	—	—	—	7月3日（書面）
79		監察課	8月29日	実地	—	—	—	7月3日（書面）
80		留置管理課	8月29日	実地	—	—	—	7月3日（書面）
81		生活安全総務課	8月29日	実地	—	—	—	7月3日（書面）
82		人身安全対策課	8月29日	実地	—	—	—	8月2日（実地）
83		少年課	8月29日	実地	—	1	—	8月2日（実地）
84		生活環境課	8月29日	実地	—	—	—	7月3日（書面）
85		サイバー犯罪対策課	8月29日	実地	—	—	—	7月3日（書面）
86		地域課	8月30日	実地	—	—	—	8月5日（実地）
87		通信指令課	8月30日	実地	—	—	—	7月3日（書面）
88		自動車警ら隊	8月30日	実地	—	—	—	7月3日（書面）
89		刑事総務課	8月30日	実地	—	—	—	8月2日（実地）
90		捜査第一課	8月30日	実地	—	—	—	7月3日（書面）
91		捜査第二課	8月30日	実地	—	—	—	8月5日（実地）
92		捜査第三課	8月30日	実地	—	—	—	7月3日（書面）
93		組織犯罪対策課	8月30日	実地	—	—	—	7月3日（書面）
94		国際捜査課	8月30日	実地	—	—	—	8月5日（実地）
95		鑑識課	8月30日	実地	—	—	—	8月5日（実地）
96		科学捜査研究所	8月30日	実地	—	—	—	8月5日（実地）
97		機動捜査隊	8月30日	実地	—	—	—	7月3日（書面）
98		交通企画課	8月30日	実地	—	—	—	7月3日（書面）
99		交通指導課	8月30日	実地	—	—	—	8月2日（実地）
100		交通規制課	8月30日	実地	—	—	—	8月2日（実地）
101		運転免許課	8月30日	実地	—	—	—	7月3日（書面）
102		交通機動隊	8月30日	実地	—	—	—	7月3日（書面）

103		高速道路交通警察隊	8月30日	実地	—	1	—	7月3日（書面）
104		警備総務課	8月30日	実地	—	—	—	7月3日（書面）
105		警備第一課	8月30日	実地	—	—	—	8月2日（実地）
106		警備第二課	8月30日	実地	—	—	—	7月3日（書面）
107		機動隊	8月30日	実地	—	—	—	7月3日（書面）
108	部外事務局	出納事務局	8月27日	実地	—	—	—	8月6日（実地）
109		議会事務局	8月22日	書面	—	—	—	7月26日（実地）
110		選挙管理委員会事務局	8月22日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
111		監査委員事務局	8月6日	実地	—	—	—	7月10日（実地）
112		労働委員会事務局	8月21日	実地	—	—	—	7月26日（実地）
計	指摘事項等のあった機関数： 14 機関				2 件	12 件	0 件	

（注）監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表 2（指摘事項等の内容）

機 関 名	区 分	内 容
消防課	指摘事項	岐阜県消防団加入促進事業費交付金の精算に伴う過払金（30,000円）の収入事務において、特別な理由がないにもかかわらず、戻入手続が額の確定日から1か月以上遅延していたので、今後は適正に処理されたい。
生活衛生課	指導事項	令和5年度岐阜県生活衛生関係営業対策事業費補助金の交付事務において、補助対象事業が完了していないにもかかわらず、事業完了前に提出された実績報告書を受領し、同日に履行確認が行われていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	令和5年度HACCP研修会の開催業務委託に係る契約事務において、見積日を令和4年4月1日とした令和4年度HACCP研修会の開催に関する業務委託料と記載されている見積書を随意契約締結時に必要となる見積書として使用しており、対象となる契約に係る見積書を徴取していなかったため、今後は適正に処理されたい。
労働雇用課	指摘事項	岐阜県人材開発支援センター管理運営委託業務の精算に伴う過払金（1,086,061円）の収入事務において、特別な理由がないにもかかわらず、納入通知書の発付が遅延し、戻入決議日から1か月以上経過した後、に収納されていたので、今後は適正に処理されたい。
県産品流通支援課	指導事項	THE GIFTS SHOP リニューアル工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等に規定する契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

農業経営課	指導事項	概算払された農業経営者法人化等総合サポート事業に係る委託料の精算事務において、概算払を受けた者が提出した精算書類について、収支等命令者が行うこととされている確認が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
農産園芸課	指導事項	公務中に移動式書棚を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料64,900円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
畜産振興課	指導事項	令和5年度岐阜県畜産振興事業補助金(畜産協会等事業推進事業)の交付事務において、補助対象事業が完了していないにもかかわらず、事業完了前に提出された事業完了届を受理し、同日に履行確認が行われていたため、今後は適正に処理されたい。
県産材流通課	指導事項	共同で管理している移動式書棚を損傷させた公務中の1件の毀損事故について、修繕料64,900円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
森林経営課		
技術検査課	指導事項	経営事項審査手数料に係る収入証紙による収入事務において、過剰納付納入者(2名分計4,000円)承諾の記載に承諾印又は署名がなされていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
水資源課	指導事項	令和5年度水循環解析調査業務に係る契約事務において、契約金額が500万円以上の契約であるにもかかわらず、契約保証金の納付の免除に係る決裁が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
教育財務課	指導事項	不用品の売払いに係る契約事務において、次の不適正な事項が認められたため、今後は適正に処理されたい。 1 収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めるべきところ、これを定めていなかった。 2 随意契約を締結する際に必要な見積書を徴取することなく、不用決定前に原材料としての価値を調査するため参考として入手した見積書を契約に必要な見積書としていた。
少年課	指導事項	県が借主となるこどもサポート総合センター公用車駐車場に係る賃貸借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、契約解除に関する条文及び暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を契約書等に追加していなかったため、今後は適正に処理されたい。
高速道路交通警察隊	指導事項	物品の管理事務において、令和5年度の現物実査の対象物品に係る供用主任者と同一の者が実査担当者に指定されていたものがあつたため、今後は適正に処理されたい。